

(定義等)

第2条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種及び第5号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業（第5号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業（第5号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

【要旨】

本項は、本法において使用される「中小企業者」の定義について定めた規定である。

【解説】

第1項は、本法において使用される「中小企業者」という用語の定義について定めたものである。我が国の中小企業に関する施策は、その施策ごとに対象とする中小企業者の範囲を定めることとしており、本法も中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の規定に基づき、対象とする「中小企業者」の範囲を明確化している。

（第1号から第5号関係）

本項第1号から第5号までは、会社および個人について規定したものであり、「資本金の額または出資の総額」と「従業員の数」のいずれかが一定の基準以下の場合に中小企業者に該当する。第5号は、法律レベルで画一的に中小企業者の範囲を定めることによる弊害を避け、経済環境の変化や業種業態に応じて機動的に定義することを可能にするものである。同様な規定の仕方をとっている法律としては、独立行政法人中小企業基盤整備機構法、中小企業団体の組織に関する法律、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に関する法律、中小企業支援法、産業活力再生特別措置法、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等がある。

る。

本項第5号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、本法施行令第1条第1項で次のとおりとされている。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
三	旅館業	5000万円	200人

これらは、それぞれの業種について資本金及び従業員の規模別に区分し、この規模別区分の間に従業員1人当たりの生産（販売）額、付加価値額、平均賃金、有形固定資産等についてのギャップがあるか否か等を検討した上で定めたものである。

（第6号から第7号関係）

企業組合（第6号）及び協業組合（第7号）については、組合員の競争禁止の規定がある等組合自体が1個の企業に準ずるものとされており、第1号から第5号までの会社及び個人に近似していることから、中小企業者とする事としている。

（第8号関係）

第8号の「事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別な法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの」とは、施行令第1条第2項において、以下のように定めている。

2 法第2条第1項第8号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 鉱工業技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が法第2条第1項第1号から第7号までに規定する中小企業者であるもの

【用語の解説】

○「会社」

会社法（平成17年法律第86号）の株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。「設立中の会社」は法人格を有しないので、それ自体としては会社として「中小企業者」に該当するものではない。また、いわゆる士業法人（特許業務法人、税理士法人、弁護士法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人、社会保険労務士法人、監査法人、行政書士法人）については、それぞれの法律に基づき法人格を得ているものであ

るが、会社法の合名会社に準ずるものとして、「会社」の範囲に含まれることとされている。

○「資本金の額又は出資の総額」

資本金の額とは、株式会社における払込済資本の額を、出資の総額は、合名会社、合資会社又は合同会社の出資の総額をいうものである。

○「常時使用する従業員」

事業主又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常雇する旨が積極ないし消極に示されているものをいうと解される。したがって、業務に従事している者であっても、①事業主や法人の役員（委任契約に基づく関係にある。）は含まれず、また、②臨時の従業員も含まれない。この場合、特に②の臨時の従業員でないことをいかなる基準により判別するかが問題となるが、例えば、労働基準法第21条において「解雇の予告を必要としない者として規定される次の4つのケースに該当する者以外の従業員を「常時使用する従業員」と考えることができる。

- ・日々雇いられる者（ただし、1ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
- ・2ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし、2ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
- ・季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし、4ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
- ・試の使用期間中の者（ただし、14日を超えて引き続き試用されるに至った場合を除く。）

常時使用する従業員の数、企業全体として計算するもので、2以上の営業所あるいは工場を有する事業者、2以上の業種に属する事業を兼営する事業者等については、いずれもその総体で計算し、事業所別又は業種別に計算するものではない。

○「主たる事業」

1種類の事業を専業としている企業については問題ないが、2種類以上の事業を兼業している企業については、いずれの業種の事業が主たる事業であるかという問題が生じる。このような場合にはその企業の事業活動の状況を事業種類別の従業員数、営業収益の割合その他いろいろな角度から総合的に判断して決定する。

○「(事業を) 営むもの」

営利を目的として事業を反復継続して行うものをいい、事業を「行うもの」より狭い概念である。営利を目的として行うものであれば、それが個人であると、法人であるとを問わない。

2 この法律において「特定ものづくり基盤技術」とは、ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年法律第2号）第2条第1項に規定するものづくり基盤技術のうち、当該技術を用いて行う事業活動の相当部分が中小企業者によって行われるものであって、中小企業者が高高度化を図ることが我が国製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に特に資するものとして経済産業大臣が指定するものをいう。

【要旨】

本項は、「特定ものづくり基盤技術」の定義を定めたものである。

本法は中小企業が有するものづくりに関する特定の技術の高度化を直接的な目的とし、かかる技術の高度化をもって製造業の国際競争力の強化等を図るものである。他方、ものづくりに関する技術については、既にものづくり基盤技術振興基本法が制定され、かかる基本法において、「汎用性を有し、製造業の発展を支える技術」として「ものづくり基盤技術」が定められているところである。このため、本法でその高度化を図るべきものづくりに関する技術は、基本法における「ものづくり基盤技術」に概念上包含されるものであり、本法における支援対象となる技術の外延を画するものとしてもものづくり基盤技術振興基本法第2条第1項に規定する「ものづくり基盤技術」を引用することとした。

また、ものづくり基盤技術は多種多様であり、それぞれの技術は重要な役割を果たしているものであるが、これらすべての技術を施策対象として採り上げることは政策の実効性の面で困難である。このため、中小企業支援という観点から、当該技術を用いて行う事業活動の相当部分が中小企業者によって行われていることを、ものづくり支援という観点から、我が国製造業の国際競争力の強化や新たな事業の創出に特に資することを要件として加えた。

なお、当該技術指定は、必要に応じて、適宜適切に見直していくこととしている。

【解説】

本法における「特定ものづくり基盤技術」とは、以下の（１）及び（２）の要件並びに（３）の①又は②の要件を満たすものとして経済産業大臣が指定する技術である。

- （１）ものづくり基盤技術振興基本法第2条第1項に規定するものづくり基盤技術
- （２）事業活動の相当部分が中小企業者によって行われている技術
- （３）①我が国製造業の国際競争力の強化に特に資する技術
②新たな事業の創出に特に資する技術

- （１）ものづくり基盤技術振興基本法第2条第1項に規定するものづくり基盤技術

ものづくり基盤技術振興基本法第2条第1項では、ものづくり基盤技術とは、「工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支えるものとして政令で定めるもの」と規定されている。ここで、「工業製品の設計、製造又は修理に係る技術」とは、「工業製品の設計、製造又は修理そのものの技術（例えば、鋳造技術、プレス加工技術等）」と、「工業製品の設計、製造又は修理を行う際にこれを効率的あるいは高精度で行うためなどに用いられる技術（例えば、コンピュータ制御技術、ソフトウェア設計開発技術等）」から構成される。また、「汎用性を有する技術」とは、「日本標準産業分類の中分類（2桁分類）で2つ以上又は細分類（4桁分類）で5つ以上の業種において用いられる技術」とされており、「製造業の発展を支える技術」とは、「単純技術ではなく、付加価値の高い製品の製造等に用いられる技術であり、今後の我が国製造業の発展に寄与することが見込まれる技術」を意味する。

ものづくり基盤技術振興基本法施行令第1条では、具体的に、以下の26技術が定められており、本法では、当該26の個々の技術をそれぞれ構成している技術及びそれらの組合せによる技術を指定することとしている。

- 一 設計に係る技術
- 二 圧縮成形、押出成形、空気の噴射による加工、射出成形、鍛造、鋳造及びプレス加工に係る技術
- 三 圧延、伸線及び引抜きに係る技術
- 四 研磨、裁断、切削及び表面処理に係る技術

- 五 整毛及び紡績に係る技術
- 六 製織、剪毛及び編成に係る技術
- 七 縫製に係る技術
- 八 染色に係る技術
- 九 粉碎に係る技術
- 十 抄紙に係る技術
- 十一 製版に係る技術
- 十二 分離に係る技術
- 十三 洗浄に係る技術
- 十四 熱処理に係る技術
- 十五 溶接に係る技術
- 十六 熔融に係る技術
- 十七 塗装及びめっきに係る技術
- 十八 精製に係る技術
- 十九 加水分解及び電気分解に係る技術
- 二十 発酵に係る技術
- 二十一 重合に係る技術
- 二十二 真空の維持に係る技術
- 二十三 巻取りに係る技術
- 二十四 製造過程の管理に係る技術
- 二十五 機械器具の修理及び調整に係る技術
- 二十六 非破壊検査及び物性の測定に係る技術

(2) 当該技術を用いて行う事業活動の相当部分が中小企業者によって行われていること

中小企業者が主として担っている技術、いわゆる、中小企業性の高い技術であることを要求する要件である。

(3) ①我が国製造業の国際競争力の強化に特に資する技術

輸送機械、電気機械、一般機械、精密機械などの製造業の国際競争力の強化に特に資する技術であることを要求する要件である。ここで、「特に資する技術」とは、製品を設計、製造又は修理する過程において、着目している技術以外の技術で製造された部品・部材で代替することが困難であるため、当該部品・部材の不可欠性が高く、よって当該技術を用いて製造された部品・部材の供給者と調達者の間に相当程度の取引関係が確認できる技術のことである。

②新たな事業の創出に特に資する技術

将来的に成長が見込まれる、燃料電池及び情報家電、ロボットなどの新たな事業の創出に特に資する技術であることを要求する要件である。ここで、「新たな事業」とは、本邦初とまでは言えなくとも、これまでに一般的には見られない新規性を持った新製品の開発・生産・販売などの事業であって、本法が支援対象としている特定ものづくり基盤技術が、ものづくり基盤技術振興基本法第2条第1項に規定するものづくり基盤技術により外延を画されるものであることから、製造業に属することを基本として

いる。

(参考)

「特定ものづくり基盤技術」として、経済産業大臣が指定した技術（平成18年6月20日）

- 一 組込みソフトウェアに係る技術
- 二 金型に係る技術
- 三 電子部品・デバイスの実装に係る技術
- 四 プラスチック成形加工に係る技術
- 五 鍛造に係る技術
- 六 動力伝達に係る技術
- 七 部材の結合に係る技術
- 八 鋳造に係る技術
- 九 金属プレス加工に係る技術
- 十 位置決めに係る技術
- 十一 切削加工に係る技術
- 十二 織染加工に係る技術
- 十三 高機能化学合成に係る技術
- 十四 熱処理に係る技術
- 十五 めっきに係る技術
- 十六 発酵に係る技術
- 十七 真空の維持に係る技術

*当該技術は、必要に応じて、適宜適切に見直していくこととしている。

3 この法律において「特定研究開発等」とは、特定ものづくり基盤技術に関する研究開発を行うこと及びその成果を利用することをいう。

【要旨】

本項は、「特定研究開発等」という用語の定義を定めたものである。

【解説】

「特定ものづくり基盤技術に関する研究開発」とは、法第2条第2項に基づいて経済産業大臣が指定した特定ものづくり基盤技術についての研究及び開発を行うことである。また、「その成果を利用すること」とは、第2項で経済産業大臣が指定した特定ものづくり基盤技術についての研究開発の成果を企業として行い得るようにすること（企業化）であり、具体的には、研究開発の結果、商品化し得ることが確認された新たな製品の生産又は役務の提供のために必要となる最初の設備の取得までの行為（搬入調整や据付調整を含む。）や、研究開発の成果たる特許権等の知的財産権の実施を意味する。

4 経済産業大臣は、第2項の特定ものづくり基盤技術を指定し、又はこれを変更しようとするときは、製造業

を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

- 5 経済産業大臣は、第2項の特定ものづくり基盤技術を指定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【要旨】

第4項及び第5項は、経済産業大臣が、特定ものづくり基盤技術を指定し、又は変更しようとするとき（変更したとき）の手續を定めた規定である。

【解説】

（第4項関係）

第2項においては、中小企業に関する制度を所管している経済産業大臣が特定ものづくり基盤技術を指定することとしているが、本法では、「製造業の国際競争力の強化に特に資すること」を技術指定の要件としているため、中小企業に関する制度を所管している経済産業大臣が、当該技術を指定する際には、指定される技術が化体した製品を使用して高付加価値製品を製造する事業（製造業）の国際競争力の強化に特に資するものであるという判断を行う必要があり、そうした知見を有する当該製造業を所管している大臣（財務、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通）に協議することとしている。また、「新たな事業の創出に特に資すること」を技術指定の要件としているが、本法は、ものづくり基盤技術振興基本法に規定されている「ものづくり基盤技術」により外延を画しており、当該技術が、工業製品の製造等に係る技術であって製造業の発展を支える技術であることから、その高度化によって創出される「新たな事業」とは、一般的に製造業に属する事業であると考えられるため、当該技術指定について、上述と同様の製造業を所管する大臣に協議することとしている。

他方、本法では、「当該技術を用いて行う事業活動の相当部分が中小企業者によって行われていること」を指定の要件としており、当該技術指定に際しては、当該要件に照らし過不足がないかどうか、中小企業の実情に詳しい有識者の意見を聴くことが適当であるため、中小企業に関しての有識者から構成されている中小企業政策審議会の意見を聴取することとしている。また、本法は、主として中小企業が担っている特定ものづくり基盤技術の高度化を図ることにより製造業の国際競争力の強化等を達成するものであることから、「製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に特に資すること」という指定要件についても、特定ものづくり基盤技術を担う中小企業の知見を有する者の意見を聴くことが適当であるため、中小企業に関しての有識者から構成されている中小企業政策審議会の意見を聴取することとしている。

（第5項関係）

本項は、経済産業大臣が、特定ものづくり基盤技術を指定し、又は変更したときは、それを遅滞なく公表すべき旨を定めた規定である。